

京都マラソン 2023 における新型コロナウイルス感染症防止対策について

(令和 4 年 6 月 22 日時点※)

1 はじめに

- (1) 日本陸上競技連盟が示す「ロードレース開催についてのガイダンス」に基づき、感染対策を施して大会を開催します。
- (2) 以下に示す感染対策の内容は、あくまでも現時点でのものであり、今後日本陸上競技連盟のガイダンス改訂や感染状況等を踏まえ、内容を随時見直すことがあります。内容に変更があった場合、速やかに情報提供を行います。
- (3) 全てのマラソン関係者の安心・安全を図り、大会を持続的に開催するため、ランナー、スタッフ、ボランティア及び関係者の皆様には開催 8 日前から終了後 2 週間に至るまで体調管理をしっかり行っていただく等、感染防止対策にご理解いただくとともに、ご協力をお願いいたします。

2 ランナー、スタッフ、ボランティア及び関係者の健康管理等

- (1) 「体調管理アプリ」又は「体調管理チェックシート」による体調チェック【予定】
大会開催 8 日前から「体調管理アプリ」又は「体調管理チェックシート」を用いて体調チェックを実施し、受付等で提示いただきます。詳細については決定次第発表します。
- (2) ランナーのワクチン接種・検査等 【予定】
新型コロナウイルスの感染状況により、以下いずれかの実施について検討します。詳細については決定次第発表します。
 - ア 「新型コロナウイルスワクチン接種証明」又は「PCR 検査又は抗原定量検査陰性証明」の提示
 - イ ランナー全員の「PCR 検査」又は「抗原定性検査」
※この場合、ランナーに別途負担を求めることがあります。
- (3) 体温測定の実施
各施設入口等で検温を実施し、体温が 37.5℃以上の場合は入場をお断りします。

3 ランナー、スタッフ、ボランティア及び関係者の大会参加・従事の可否判断基準

以下の場合、大会参加・従事はお断りします。

- (1) 感染者と認められた場合（大会前 3 週間以降）
- (2) 濃厚接触者と認められた場合（大会前 2 週間以降）
- (3) 感染疑い症状（息苦しさ、高熱等）の発症の場合（大会前 8 日間以降）
- (4) 体調不良の場合
- (5) 政府から入国制限、入国後の観察を必要とされている国、地域に渡航し、大会当日の時点で政府が定める待機期間が経過していない場合

- (6) 大会開催前 8 日間の中に、体調管理アプリ又はチェックシートの項目に該当する症状がある又は体温が 37.5℃以上の日がある場合
- (7) 2 (2) にある検査で証明書の提示がない又は陽性の場合

4 参加料について

上記 2, 3 について、体調チェック結果や証明書等の提示をいただけない、参加を辞退した又はお断りした場合、参加料の返金はいりません。

5 大会開催の判断基準

日本陸上競技連盟が示す「ロードレース再開についてのガイダンス」等を踏まえ、以下の基準に該当する場合には開催の可否を検討します。なお、参加料入金後に大会中止とした場合、中止までに要した大会準備経費と振り込みにかかる手数料を積算し、返金について検討します。また、中止に伴う次回大会以降の出走権は原則付与いたしません。

- (1) 大会開催 1 か月前 (1 月 19 日) から大会開催日にかけて、京都府に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されている場合、または京都府内に同法に基づくまん延防止等重点措置が適用されている場合
- (2) 京都府 (または京都市) からイベント開催の自粛要請が出される等、大会開催の同意が得られない場合
- (3) 京都市で新型コロナウイルス感染症に関する診療体制が整わず、ランナー等の搬送先医療機関が確保できないおそれがあると判断される場合
- (4) 京都府内で新型コロナウイルス感染者が増加する等により医療提供体制がひっ迫し、府民の安心安全が確保できないおそれがあると判断される場合
- (5) 必要な医療・救護体制の構築 (医師、看護師の確保) やボランティア、競技役員、大会運営関係者等の大会運営に関わる者の確保ができない等、大会運営に支障を来すおそれがあると判断される場合
- (6) 上記のほか、国内の感染状況や感染拡大リスク等を総合的に判断し、安全な開催ができないおそれがあると主催者が判断した場合

6 主催者の責任の範囲・保険の適用

ランナーの新型コロナウイルス感染症への感染に対して、主催者に故意又は重大な過失がある場合を除き、主催者は一切の責任を負いません。

大会開催中の傷害への補償は主催者が加入した傷害保険の範囲内になります (新型コロナウイルス感染症は対象外)。